

平成 19 年度から税源移譲により

町県民税と所得税が変わります。

市町村は、これまで自主財源（町税など）と国から地方交付税などを受けて行政サービスをおこなってきましたが、自主的に財源を確保し必要な行政サービスをより効果的におこなうため、三位一体改革の一環として所得税（国税）から町県民税（地方税）へ3兆円規模の税源移譲がおこなわれます。

これにより、皆さんが納めている町県民税が平成 19 年度より大きく変わります。

1. 税源移譲の方法

税源移譲は、所得税（国の税金）を引下げる代わりに町県民税（地方の税金）を引き上げるものです。このため、町県民税が増えても所得税が減りますので、納税者の負担は基本的には変わりません。

ただし、定率減税の廃止と65歳以上の者に係る非課税措置の廃止に伴う軽減措置や平成18年分の所得の増減など、別の要因により負担する税額は変わる場合があります。

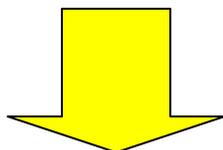
2. 税率の改正

町県民税の所得割の税率は、これまで3段階（5%、10%、13%）でしたが、改正により、一律10%（町民税6%、県民税4%）になります。

町 県 民 税

平成18年度まで

課税所得金額	町民税	県民税	合計税率
200万円以下	3%	2%	5%
700万円以下	8%		10%
700万円超え	10%	3%	13%



平成19年度から

課税所得金額	町民税	県民税	合計税率
一 律	6%	4%	10%

所 得 税

平成18年度まで

課税所得金額	税 率
330万円以下	10%
900万円以下	20%
1,800万円以下	30%
1,800万円超え	37%



平成19年度から

課税所得金額	税 率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
1,800万円超え	40%

3 . 税源移譲の実施時期

給与所得者の場合

平成19年1月から徴収の所得税が引き下げになる一方、平成19年6月から徴収の町県民税が引上げになります。

年金所得者の場合

平成19年2月から徴収の所得税が引き下げになる一方、平成19年6月から納付の町県民税が引上げになります。

農業や営業などの事業所得者の場合

平成19年6月から納付の町県民税が引上げになる一方、平成20年2月～3月の確定申告において税源移譲に伴う新たな所得税率が適用になります。

退職所得の場合

平成19年1月以降の支給分から徴収される所得税が引き下げになる一方、町県民税は引上げになります。

4 . 平成19年度から適用される新しい制度

(1) 調整控除

所得税から町県民税への税源移譲を実施する際、所得税より町県民税の方が基礎控除や扶養控除などの人的控除額が低く定められているために、同じ所得金額でも町県民税の課税所得金額が大きくなってしまいます。このような負担増を調整するために町県民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられました。

町県民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合

次のいずれか少ない金額の5%（町民税3%、県民税2%）を控除します。

人的控除額の差の合計額

町県民税の課税所得金額

町県民税の合計課税所得金額が200万円を超える場合

{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)}の5%（町民税3%、県民税2%）を控除します。

この金額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

(2) 分離課税等の税率割合の改正

町県民税所得割の税率が、町民税6%、県民税4%の合計10%に改正されたことに伴い、土地の譲渡などの分離課税に係る町民税と県民税の税率割合も6:4の割合に変わります。

5 . 平成19年度からの実際の税負担は？

税源移譲によって町県民税が増えても所得税が減るため、原則として納税者の負担は変わりません。

ただし、平成11年度から景気対策のため暫定的な税負担の軽減措置として実施されてきた定率減税が廃止されるため、その分の町県民税は増えることとなります。

【参考】 税源移譲後の町県民税の計算例

例1 給与所得者で給与収入が500万円の場合
夫婦・子ども2人(うち子ども1人は特定扶養者)の4人世帯

単位：円

区 分 \ 比 較		税源移譲前 (平成18年度)		税源移譲後 (平成19年度)	
		町県民税	所得税	町県民税	所得税
給 与 収 入 額		5,000,000		5,000,000	
所 得 額 A		3,460,000		3,460,000	
所 得 控 除 額	社 会 保 険 料 控 除	500,000	500,000	500,000	500,000
	配 偶 者 控 除	330,000	380,000	330,000	380,000
	特 定 扶 養 控 除	450,000	630,000	450,000	630,000
	一 般 扶 養 控 除	330,000	380,000	330,000	380,000
	基 礎 控 除	330,000	380,000	330,000	380,000
	所 得 控 除 合 計 B	1,940,000	2,270,000	1,940,000	2,270,000
課 税 所 得 額 (A - B) C		1,520,000	1,190,000	1,520,000	1,190,000
税 率 D		5%	10%	10%	5%
税 額 (C × D) E		76,000	119,000	152,000	59,500
調 整 控 除 額 F		-	-	16,500	-
定 率 減 税 額 G		5,700	11,900	廃止	廃止
税 額 (E - F - G) H		70,300	107,100	135,500	59,500
均 等 割 額 I		5,000	-	5,000	-
町県民税と所得税の合計額		182,400		200,000	

1. 税源移譲後の税額合計が増えるのは、定率減税が廃止になったことによります。
2. 調整控除額Fの計算方法(合計所得金額が200万円以下の場合。)
所得税と町県民税の人的控除額の差(2,270,000円 - 1,940,000円 = 330,000円)と、合計課税所得金額(1,520,000円)の少ない方の金額の5%となるので、330,000円 × 5% = 16,500円が調整控除額となります
3. 町県民税の均等割額には森林環境税(県税)分を含みます。
4. 町県民税の課税は年度で、所得税の課税は年分でおこないます。

**例2 年金所得者で年金収入が300万円の場合
夫婦（年金所得者は65歳以上、配偶者は70歳未満）2人世帯**

単位：円

区 分		税源移譲前 (平成18年度)		税源移譲後 (平成19年度)	
		町県民税	所得税	町県民税	所得税
年金収入額		3,000,000		3,000,000	
所得額 A		1,800,000		1,800,000	
所得 控 除	社会保険料控除	159,900	159,900	159,900	159,900
	配偶者控除	330,000	380,000	330,000	380,000
	基礎控除	330,000	380,000	330,000	380,000
	所得控除合計 B	819,900	919,900	819,900	919,900
課税所得額 (A - B) C		980,000	880,000	980,000	880,000
税率 D		5%	10%	10%	5%
税額 (C × D) E		49,000	88,000	98,000	44,000
調整控除額 F		-	-	5,000	-
定率減税額 G		3,700	8,800	廃止	廃止
税額 (E - F - G) H		45,300	79,200	93,000	44,000
均等割額 I		5,000	-	5,000	-
町県民税と所得税の合計額		129,500		142,000	

1. 税源移譲後の税額合計が増えるのは、定率減税が廃止になったことによります。
2. 調整控除額 F の計算方法（合計所得金額が200万円以下の場合。）
所得税と町県民税の人的控除額の差(919,900円 - 819,900円 = 100,000円)と、合計課税所得金額(980,000円)の少ない方の金額の5%となるので、100,000円 × 5% = 5,000円が調整控除額となります
3. 課税所得金額は1,000円未満を切り捨てます。
4. 町県民税の均等割額には森林環境税（県税）分を含みます。
5. 町県民税の課税は年度で、所得税の課税は年分でおこないます。

6. 税源移譲による町県民税・所得税の変更の時期

所得の種類	町 県 民 税	所 得 税
給与所得	平成19年6月	平成19年1月（毎月源泉徴収）から
年金所得		平成19年2月(2ヶ月ごとに源泉徴収)
事業所得		平成20年2～3月(確定申告時に納入)
退職所得	平成19年1月以降の支給分から	

**** お問い合わせ先 ****

福島県石川町役場税務課課税係

0247-26-9118